

タクシー事業者運行支援緊急対策交付金申請要領

1 概要

燃料費高騰の影響を受けているタクシー事業者の今後の事業継続を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、タクシー事業者運行支援緊急対策交付金交付要綱（令和4年6月16日付け制定。令和5年3月9日付け一部改正。以下「要綱」といいます。）により、交付金を交付するものです。

2 対象事業者

申請日時時点で県内に本店又は営業所を有しているタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）と要綱で定めています。

3 交付金の金額

車両1台当たり2万円です。（特定大型、大型、特殊（福祉）車両を含む。）

4 車両数の考え方

申請日時点において県内で事業用自動車として登録されている車両となります。

【留意点】

- 新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置により休車している車両のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間運行に供する予定期間が6カ月未満の車両は対象となりません。
- 市町村等から運行の委託等を受けており、この運行の用に限り使用する車両（コミュニティバス等）は対象となりません。

ア 申請書類

- タクシー事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 申請車両数内訳書（様式第3号）
- 対象車両の自動車検査証の写し
- 振込先に指定する金融機関口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号がわかる箇所の写し）
- 臨時休車リストの写し（該当がある場合）

※申請様式については県ホームページにも掲載しますのでご活用ください。

イ 申請先

岩手県ふるさと振興部交通政策室地域交通担当（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1）まで申請書を郵送等により提出してください。

ウ 提出期日（要綱第4に基づき別に定める提出期日）

令和5年5月31日（水）まで（必着）

エ 交付決定等

申請書受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定通知書により交付額を通知するとともに、指定された口座へ支払いを順次行います。

オ その他

- 必要に応じて、申請内容の説明や資料の追加提供等をお願いすることがあります。
- 提出された申請書は返却しませんので、提出前に写しを控えてください。

【問い合わせ先】

岩手県ふるさと振興部交通政策室地域交通担当 （岩手県庁8階）

電話： 019-629-5206

FAX： 019-629-5219

e-mail: ab0013@pref.iwate.jp